写

議案第五号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年三月十二日

三朝町長　坂出雅己

昭和四拾八年参月拾九日　原案可決

三朝町議会議長　牧田禎

三朝町条例第　　号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「五、〇〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「六八、五〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「九〇、〇〇〇円」を「一〇二、〇〇〇円」に、「七二、〇〇〇円」を「七八、〇〇〇円」に、「五五、二〇〇円」を「六六、〇〇〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改める。

附　則

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。